

染毛剤の広告に記載する注意事項自主基準

別記 染毛剤の広告に記載する注意事項

1. 適用範囲

雑誌、新聞、インターネット（静止画）、テレビ、動画、ラジオ等全ての広告媒体で行う医薬部外品である染毛剤の広告に適用する。

2. 記載を要する事項

(1) 医薬品等適正広告基準の規定により記載しなければならない事項。

- ・「使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください。」の文章

(2) 自主基準で定める事項【雑誌、新聞、インターネット（静止画）等】

一般用製品

- ・「ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。」の文章（注1）
- ・「ご使用前には毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。」の文章

（注2）

業務用製品

- ・「ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。」の文章（注1）
- ・「ご使用前には毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。」の文章

（注2）

（注1）酸化染毛剤及び非酸化染毛剤に記載すること。

（注2）皮膚アレルギー試験の必要な酸化染毛剤及び非酸化染毛剤に記載すること。

(3) 自主基準で定める事項【テレビ、動画、ラジオ】

一般用製品

- ・「ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。」の文章（注1）

業務用製品

- ・「ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。」の文章（注1）

（注1）酸化染毛剤及び非酸化染毛剤に記載すること。

3. 表示方法

(1) 別表1による。

(2) 表示文は、趣旨に沿った内容であれば一部を読み替える等変更しても差し支えない。

4. その他

- ・製品の名称を表示する場合、必ず「医薬部外品」の文字を表示すること。

<補足説明>

(1)「染毛剤」とは、酸化染毛剤、非酸化染毛剤、脱色剤・脱染剤、酸化剤ならびに酸化助剤を指す。

(2)「動画」とは、一連の画像を連続表示することにより得る動きのある映像で、例えばYouTube といった動画共有サービス、地下鉄に設置されているモニター、店頭電子POP、街頭ビジョンで提供される。

別表1

広告媒体	表示方法
雑誌・新聞	<ol style="list-style-type: none">1. 明確な文字で、見やすい場所に表示する。2. 明確な文字とは、A4版の広告の場合に9ポイント以上の文字の大きさであること。A4版以外の大きさの広告においては同等以上の明瞭さであること。3. 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること。
ポスター・リーフレット・カタログ類・インターネット（静止画）等	<ol style="list-style-type: none">1. 明確に見えやすい場所に表示すること。2. 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること。
テレビ・動画	<ol style="list-style-type: none">1. 静止した明確な文字で、明瞭に1秒以上表現する。2. 明確な文字とは、画面の1/5以上を占めていること。3. 文字の背景は、文字の明瞭さを妨げないこと。
ラジオ	<ol style="list-style-type: none">1. 音声で明瞭に表現する。